

## 集団的自衛権の行使容認の解釈改憲を行わないことを求める意見書

政府は、昭和56年（1981年）5月29日の政府答弁書では、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を表明した。この政府見解と憲法解釈は、40年以上にわたって一貫して維持されている。すなわち、日本と密接な関係にある外国が他国から武力攻撃を受けた場合に、自衛隊が集団的自衛権を行使してその武力行使することは、憲法に違反して許されないとするのが政府のこれまでの見解である。

また、平成13年（2001年）5月9日政府答弁書として「憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余りにわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならない。」として憲法解釈の見直しに慎重かつ否定的な姿勢が貫かれてきた。

一内閣の判断で、集団的自衛権の解釈改憲による行使を可能にしようとしていることは、立憲主義に反し、また、これまでの政府見解に反するものであり認めることはできない。憲法に対する国民の信頼を失墜する行為である。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、我が国の自衛とは無関係に、海外で戦争する国へと変質させる集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈は行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月14日

泉南市議会

**採決結果**

**平成26年7月14日 原案否決**